

奈良県教育委員会告示第十五号

平成十二年十月奈良県教育委員会告示第七号（口頭による開示請求をすることができ
る個人情報）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年十二月二十七日

奈良県教育委員会委員長 花 山 院 弘 匡

表奈良県立高等学校入学者選抜の項中「第二次募集による選抜の実施校においては第
二次募集による選抜の学力検査日及びその前日」を「受検した高等学校が指定する日」
に改め、同項の前に次のように加える。

奈良県立中学校入学 者選抜	検査別得点及び合計 点	合格発表の日の翌日 から起算して六週間 を経過した日から起 算して一月間（受検 した学校が指定する 日を除く。）	受検した学校
------------------	----------------	---	--------